

資料提供

平成 31 年 3 月 19 日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2963
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である御前崎海運株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県西部東厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	おまえぎかいうん 御前崎海運株式会社 代表取締役 小池 裕治 （広島県豊田郡大崎上島町中野 5929 番地）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03405149404 号 許可年月日：平成 26 年 12 月 16 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	平成 31 年 3 月 19 日
処分理由	同社は、平成 30 年 7 月 31 日付けで、竹原簡易裁判所において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反したことにより罰金刑が確定し、同日、刑の執行を終了している。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号の規定に該当するものとして法第 14 条第 5 項第 2 号イに該当する者のうち法第 7 条第 5 項第 4 号ハに規定する者に該当するため。